

経済と経営 24-3 (1993. 12)

〈論文〉

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」,  
「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 部・第 I 章——第 XII 章)  
第 X 章 (III——C, 1) —— 6))

鈴木秀勇

1) a) さて, ア) EoL 執筆の時代にあってもなお, 「正義」について支配的であった規定は,

イ) アリストオテレーエスの『ニーコオマクホスに与うる倫理学』・「第五編 (V)」に語られ,

ウ) スクホオラ派が最盛期を迎えた十三世紀に, ローマ・カトリク教会の神学者でもあり, この派の・最高の哲学者でもあったトオムマアアゾオ・ドゥ・アクウイーノオ (Tommaso d'Aquino)/トホオオマアス・アクウイーイナアス (Thômas Aquinas, c. 1225-1274) の『アリストオテレーエスの・ニーコオマクフウスに与うる倫理学・十編への講解 (“In decem librōs Êthicōrum Aristôtelis ad Nîchômachum Expositio.”)<sup>1)</sup>』のうち,

1) 本稿・執筆者が閲読した版本は, 下記のものである。

“S. Thômae Aquinâtis doctôris ângelicî in Decem librōs Êthicōrum Aristôtelis ad Nicômachum Expositio. Cûrâ et stûdiō D. Fr. Râymondî M. Spiâzzî, O. P., in Stûdio Generâli FF. Praedicatōrum Tâurinensî, S. Theolôgiae ac Philosôphiae professôris.” Marietti, 1949. Tâurini [Torîno], Romae. v-xv; 1-610 pp. すなわち, ローマ・カトリク教会の・スペイン人・聖職者・ドミインゴオー・デェ・グウス

エ) アリストテレスの原典・「第五編」・「第五章」の論述に関する・トホーオマスの「講義・第四(“Lēctio IV.”)」から「講義・第七(“Lēctio VII.”)」にわたって記された・

オ) 「アリストテレスの原典 (*Tēxtus Aristōtelis*. (ラテン語訳))」と「聖・トホーオマスによる注解 (*Commentārium S. Thōmae.*)」とによって知られるところとなった規定,

カ) すなわち, 「正義」には, 「交換上の正義」<sup>2)</sup>と「配分上の正義」<sup>3)</sup>との二つがある, とし, そして, 前者は, 「等差比例」の中に存し, 後者は, 「等

マテン (Domingo de Guzmán, 1170–1221) に発する・いわゆる「ドミニコ宣教師教団」の「総研究所」に属し, 神学・哲学教授の・(おそらく, スペイン人) ライムウンドオ (ないし, ラモオン)・M. スピアゾの校訂・編集により, トリイノオおよびローマに所在のマリエッティ書店から, 刊行された版本である。

なお, トホーオマスは, 見られるように, ‘dōctor angēlicus’ (‘如天使博士’), あるいは, ‘dōctor commūnis’ (‘公博士’) という尊称を冠せられた。

2) トホーオマスが, 『原典』では, 「交換を指導する正義」(iūstītia in commū [ni] tātiōnibus dirēctīva) と訳し, 『注解』にあって, 「交換上の正義」(iūstītia commūtātīva), ないし, 「交換における正義」(iūstītia in commūtātiōnibus) と記しているものは, アリストテレスが, 「人と人との間での・事柄の取得における・是正の正義」(τὸ ἐν τοῖς συνάλλαγμασι διορθωτικὸν [δικαίου]), ないし, 「…訂正の正義」(τὸ ἐπανορθωτικὸν δίκαιον) と称しているものである。

3) トホーオマスにより, 『原典』にあっては, 「国政に参与する人々にたいする・栄誉ないし金銭の, あるいは, 他の・公共資産から分賦される・いかなるものであれ, 配分における正義」(iūstītia in distribūtiōnibus honōris, vel pecūniārū, vel aliōrū quaecumque commūnium partibīlia commūnicāntibus urbānitāte) と訳され, 『注解』で, 「配分上の正義」(iūstītia distribūtīva) と記されているものは, アリストテレスが, 「国政に参与する者に分賦される限りでの・栄誉, ないし, 金銭, あるいは, その他のものの, 配分における公正」(τὸ ἐν ταῖς διανομαῖς τιμῆς ἢ χρημάτων ἢ τῶν ἄλλων ὅσα μεριστὰ τοῖς κοινωνοῦσι τῆς πολιτείας), また, 「分配にあっての公正」(τὸ νεμητικὸν δίκαιον), 「配分上の公正」(τὸ διανεμητικὸν δίκαιον), と表わしているものである。

比比例」の中に成り立つ、とする規定である。

b) ア) この・「正義」の規定にたいして、EoLに始まる連繫四著作は、《根本的拒否》の立論を展開するのであるが、

イ) i) EoLとDC・Lとは、まず、上記の・二つの「正義」の「区分」そのものに〈異論〉を唱える点では、〈等しく〉、

ii) しかし、その異論の〈内容〉においては、〈相別れ〉、

ウ) i) 「交換上の正義」の規定にたいする反論にあっては、i) 四著作を通じて〈同一〉である論述と、

ii) EoL, DC・Lには見られず、Lev・E, Lev・Lにおいて加えられる論述とがあり、

エ) 「配分上の正義」の規定への論駁にあっては、EoL, DC・Lのそれと、Lev・E, Lev・Lのそれとは、〈分岐〉している。

2) a) EoLの論述は、前記のように、二つの「正義」を「区分」することにたいする〈反論〉から、始まる。(「第一部」・「第十六章」・「第五節」)

「行動の正義 (the justice of actions) についていえば、正義は、通常、二種類に区分され、それらのうち、一方を、人は、交換上の(commutative)正義と呼び、他方を、配分上の(distributive)正義と呼ぶ。そして、一方は、等差比例 (proportion arithmetical) の中に成り立ち、他方は、等比比例 ([proportion] geometrical) の中に成り立つ、と言われている。人々は、交換上の正義を、購買、販売、現物互換のような相互移換 (permutation) の中におき、配分上の正義を、[国政における] 各人の功罪 (deserts) に応じて各人に賞罰を分与することの中におく」<sup>4)</sup>。

b) EoLは、第一に、この「区分」の仕方それ自体を、〈拒否〉するのであるが、

その〈拒否〉の《根拠》は、以下の〈論理〉にある。

---

4) EoL, pp. 83-84

ア) 「等差比例」にせよ, 「等比比例」にせよ, 「比例」とは, 「同等」(equality) のことである。

なぜなら。 i) アリイストオテエレエースにしたがえば, 「交換上の正義」がその中に成り立つ「等差比例」とは, 「交換」の一つ——例えば, 財貨の〈売買〉——の場合, 「購買者」が, 〈当初〉から〈売買〉の〈時点〉に至るまで所有していた〈持分〉 $\cdot\alpha$ と, 「販売者」の「購買者」と同じ上記・期間の〈持分〉 $\cdot\beta$ とが, 〈売買〉の時点において, 〈併置〉され, 「同等」( $\alpha = \beta$ )を〈つくり出す〉, ということであり,

ii) また, 「配分上の正義」がその中に存する「等比比例」とは, 「国政」にたいする・〈大〉なる「功績」(ないし, 「加害」) $\cdot\alpha$ と, その「功績」(ないし, 「加害」)への・〈大〉なる「報賞」(あるいは, 「処罰」) $\cdot\beta$ との〈対応〉と, 〈小〉なる「功績」(ないし, 「加害」) $\cdot\gamma$ と, その「功績」(ないし「加害」)への・〈小〉なる「報賞」(あるいは「処罰」) $\cdot\delta$ との〈対応〉とが, 〈併置〉されて, 一つの「同等」( $\alpha : \beta = \gamma : \delta$ )を〈つくり出す〉, ということであるからである。(果たして, のちに見るとおり, DC $\cdot$ Lは, 「比例」とは「同等」である, ということに基づいて, 二つの「正義」の「区分」は, 実は, 二つの「同等」の「区分」にほかならぬ, とする)。

ii) こうして, 「交換上の」にせよ, 「配分上の」にせよ, 「正義」は, かかる「同等」の中に存することになる。

iii) ということは, 「不正義」は, 双方・いずれの「不正義」であれ, 「不同等」(inequality)の中にあることである。

イ) i) では, 「交換上の」「不同等」(「等差比例」からの逸脱)とは, なにか, と言えば,

ii) それは, 「交換」の・一方の当事者が, 相手方当事者に, 己れと「同等」に〈取得〉せしめるべき・「相互移換」の対象(財貨, 通貨)を, 己れと「同等」〈以下に〉〈取得〉せしめるにとどまり, 己れの方は, 相手方当事者と「同等」〈より以上に〉, 〈取得〉することである。

iii) かかる「不平等」は、前者の当事者が後者の当事者に加える「侵害」の「行動」にほかならず、

iv) したがって、「行動」の「不正義」である。

ウ) 同じことは、また、「配分上の」「不平等」(等比比例)からの逸脱)についても、言っているのであって、すなわち、

i) <配分者>たる「国家」が、<大>なる「功績」のある者に、<小>なる「報賞」を分与すること(すなわち、<小>なる「功績」の者に、<大>なる「功績」の者にたいする<よりも大>なる「報賞」を、分与すること)は、

ii) <大>なる「功績」の者に、その者が<取得>すべき「報賞」と「同等」の「報賞」<より以下に><取得>せしめるにとどまることであり、

iii) この「不平等」は、<配分者>たる「国家」が、「功績」の<大>なる者に加える「侵害」の「行動」であり、ゆえに、「行動」の「不正義」である。

c) ア) とすれば、

i) 「交換上の正義」にせよ、「配分上の正義」にせよ、「正義」とは、<真実には>、

ii) ほかでもなく、かかる「侵害」の「行動」が<生じない>こと、「行動」の「不正義」が<存在しない>こと・という意味で、それぞれの「同等」が成立することであり、

イ) 決して、 i) 「相互移換」される「物」(財貨・通貨)の(「等差比例」としての)「同等」のこともなく、

ii) また、<大>なる「功績」の者に<大>なる「報賞」(栄誉、ないし、金銭なる「物」)が<分与され>、<小>なる「功績」の者に<小>なる「報賞」(なる「物」)が<分与される>、という・「報賞」(「物」)の(「等比比例」たる)「同等」のことも、<ない>のである。

d) ア) だが、問題は、 i) では、上記の要点である・c), ア), ii)の・「侵害」の「行動」が<生じない>こと、すなわち、「行動」の「不正義」が<存在しない>ことが、<いかにして>、<成立しうるか>、であり、

ii) とりもなおさず、「無侵害」、即、「行動」の「正義」とは、*くいかにして*、*く成立しうるか*、である。

イ) しかし、これは、既に、EoL の先行・「第四節」の論述から知られているとおりであって、再言すれば、

i) 「理性」の「命令」たる「自然が定めている・第三の法」に *くしたがわん* とする「意志」としての「心の在り方」・「生き方」、

ii) すなわち、「契約の遵奉」・「契約内容の履行」における・*く偏奇* の *くなさ* ・*く無偏* への「意志」、

iii) α) 換言すれば、自らは、「契約」の相手方当事者から、「契約内容」たる「権利」を *く取得し* ながら、相手方には、「見返りの利益」たる「権利」を *く取得せしめない*、という *く偏奇* を *く犯すまい* とする「意志」、

β) すなわち、下掲に見る文言を以ってすれば、「相手方の取分以上のものを、わが手に取り込む」ことは *くするまい*、とする「意志」としての「心の在り方」・「生き方」——である。

3) このように、本稿・先行・2), b) から d) にわたって記した *く論理* が、つぎのように言われることの《根拠》である。

「[しかし]この区分の立て方は、適切ではない。なぜなら、侵害 (injury), すなわち、行動の不正義は、取り換え合われた物の不平等 (inequality of the things changed), ないしは、配分されたもの [栄誉, 金銭] の不平等 ([inequality of the things] distributed) に、あるのではなくて、人々が、(自然 (nature) すなわち理性 (reason) にそむいて)、相手方の取分以上のものを、わが手に取り込む (assume unto themselves above their fellows), という不平等に、あるからである」<sup>5)</sup>。

ア) こうして、「正義」の・二つの「区分」にたいする・EoL の *く拒否* の立論の *く要旨* は、

---

5) EoL, p. 84

i) α) 「正義」は、「交換上の」それと「配分上の」それとに〈二分〉されるべきではなく、

β) 「理性」の「命令」である「自然が定めている・第三の法」という「命令」に〈したがう〉こと、すなわち、「契約の遵奉」・「契約内容の履行」としての「正義」と《同一》のもの、

γ) 換言すれば、「行動」における「正義」である「無侵害」なる・〈一つ〉のものに、《帰着》する、—— というところにある。

4) つぎに、EoLの・上掲の叙述部分に相当するDC・Lの論述は、以下のとおりである。(「第一部」・「第三章」・「第六節」)

「行動の正義は、通俗には、二種類、すなわち、交換上ノ(*commūtātīua* [コムムウターティーウァ]) 正義ト、配分上ノ(*distribūtīua* [ディストリブウターティーウァ]) 正義トに区分されるのを常とし、これらのうち、前者は、等差比例(*prōpōrtio Arithmētica* [プロオーポオルツィオ・アリイトフメエーティカ])に基づき、後者は、等比比例([*prōpōrtio*] *Geōmētrica* [[プロオーポオルツィオ・] ゲエオーメトリイカ])に基づく、と言われる。そして、前者は、相互移換(*permūtātio* [ペェルムウターツィオ])、すなわち、販売、購買、現物互換、相互返還、貸付、貸借、および、なんびとであれ、相互の間で約定を交す人々の・その他の行動にかかわるものである、と言われる。このような行動のさいに、等価のもの(*æquāle* [アエクウアーアレ])が、等価のものを代償として(*prō* [プロオー]) [相手方に]引き渡される場合に、交換上ノ正義が成立する、と人々は言うのである。これにたいし、後者は、人間の値打ち(*dīgnitās* [ディグニタース])、功績(*mērita* [メェリイタ])にかかわるものであって、すなわち、各人にたいし、値打ちニシタガツテ (*κατὰ<sup>6)</sup> τὴν ἀξίαν* [カァタァ・テェーン・アクスイ

---

6) DC・LWでは、'*κατὰ τὴν ἀξίαν*' ('値打ちニシタガツテ')であるが、DC・LOでは、'*παρὰ τὴν (sic) ἀξίαν*' ([パァラァ・テェーン・アクスイアーン])。'値打ちニソ

アーン]), すなわち, 値打ちの・より大きい者には, より多くのものが, 値打ちの・より大きい者には, より多くのものが, 値打ちの・より小さい者には, より少ないものが, 分与され, いいかえれば, 分与が比例にしたがっている (prōportionātē [プロォーポォルツィオナァーテェー]) 場合に, 配分上ノ正義が生ずる, と認められているのである。[しかし]この論で, 私の目に映るのは, [正義の, ではなく] 同等の・ある区分である<sup>7)</sup>。

a) すなわち, DC・Lは, 「通俗に」, 二つの「正義」の「区分」とされているものは, 実は, 二つの「同等」の「区分」にほかならない, とすることによって, 「正義」の・二つの「区分」なるものを, 斥けるのである。

b) ア) ならば, 二つの「同等」の「区分」とは, いかなるものことであるのか。まず,

「すなわち, 一方の同等は, 単純に, 例えば, 同等の価値 (prētium [プレヱツィウム]) をもつ・二つの物が, 相互に併置される (compārantur [コォムパァラァントゥル]) 場合であって, 例をとれば, 一リィーイブラァ (lībra) の銀が, 同質の銀・十二オンス (vñcia [ウーンキァ]) と併置される場合が, それである<sup>8)</sup>。

イ) i) このように, DC・Lは, 「等差比例に基づく」・「交換上の正義」, すなわち, 「等価のものが, 等価のものを代償として [相手方に] 引き渡される」こととしての「交換上の正義」とは,

ii) 「引き渡し」・「交換」という「行為」要素を取り除けば, 「同等の価値をもつ・二つの物が, 相互に併置される」こと, すなわち, 1 lībra の銀 = 12 vñciae の銀, という〈等式〉〈以外のなにものでもなく〉,

ムイテ) となっており, また, 'την' に, アクセント記号が欠けている。

もちろん, DC・LW の 'κατὰ' が, 正しいが, 校訂者・Warrender は, DC・LO の 'παρὰ' の誤植について, なんら注記していない。

7) DC・LW, p. 110 ; DC・LO, pp. 184-185

8) DC・LW, p. 111 ; DC・LO, p. 185



ウ) i) すなわち、「交換上の正義」を成立せしめる「等差比例」の「比例」とは、かかる「併置」が〈つくり出す〉「同等」なのであり、

ii) それゆえ、「交換上の正義」とは、「一方の同等」と呼ばれるものに《帰着》する、——として、

エ) まず、「交換上の正義」なる・「通俗」の「言」を、〈抹殺〉するのである。

シ) では、他方の「配分上の正義」は、いかなる「同等」に《帰着》せしめられるのであるか。

「他方の同等は、例えば、一千リー・イブラァが一百人の人間に配分されなくてはならない場合に、六百リー・イブラァが六十人の人間に、四百リー・イブラァが四十人の人間に、分与される、という仕方にしたがった同等である。この場合、六百と四百との間には、同等は存在しないが、しかし、それと同一の不同等が、配分を受ける人たちの数 [六十と四十] の間に存在する、という条件があるのであるから、これらの人々の各人は、同等の分前を得るものと認められる。このところから、配分上の正義は、同等な配分であると、主張されるのである。こうした同等は、等比比例と同一の事柄である」。<sup>8・a)</sup>

ア) すなわち、DC・L がここでとっている〈論理〉は、つぎのものである。

i) 「配分上の正義」、すなわち、人間の「値打ち」と「分与」とが「比例にしたがっている」こと・「等比比例に基づく」ことは、

ii) α) 「六百リー・イブラァ」と「四百リー・イブラァ」とが、「不同等」であり、「六十人」と「四十人」とが、「不同等」であるにも拘らず、

β) 「六百リー・イブラァ」と「六十人」との〈対応〉と、「四百リー・イブラァ」と「四十人」との〈対応〉とが、一つの「同等」を〈つくり出す〉、ということに該当する〈以外のものではない〉。

iii) この場合、 $\alpha$ ) 「六十人」とは、「値打ちの・より大きい者」に相当し、「四十人」とは、「値打ちの・より小さい者」に当り、

$\beta$ ) ．そして、「六百リー・イブラア」は、前者にたいする「分与」に該当し、「四百リー・イブラア」は、後者にたいする「分与」に相当することは、言うまでもない。

イ) ところで、i) 上記・ア), ii),  $\beta$ ) のように、あの・二つの〈対応〉が一つの「同等」を〈つくり出す〉ことは、

ii) 「六十人」の、にせよ、「四十人」の、にせよ、その「各人」に「配分」される「分与」が、「同等」であることに〈ほかならない〉。

ウ) i) したがって、「配分上の正義」とは、「同等な配分」、ないし、「配分」の「同等」に《帰着》するのであり、

ii) それゆえ、そのように「主張される」のである。

エ) ただし、i) 上述に見るとおり、「等比比例」の要素は含まれざるをえないのであるから、

ii) 「等比比例」は、「配分」の「同等」と、「同一」である。(このことが、「こうした同等は、等比比例と同一の事柄である」、と言われるのである)。

オ) こうして、「配分上の正義」とは、実は、「配分」の「同等」と言われるべきである。――

d) ア) 以上の〈論理〉によって、DC・Lは、二つの「正義」の「区分」を、二つの「同等」の「区分」に、〈変換〉させるのである。

イ) したがって、「この論で、私の目に映るのは、[正義の、ではなく] 同等の・ある区分である」、と言わしめるのは、上記の〈論理〉である。

5) 以上に見たとおり、a) 二つの「正義」の「区分」を、EoLは、「自然が定めている・第三の法」に〈したがう〉こととしての「無侵害」に《帰着》させて〈抹殺〉し、DC・Lは、「同等」の「区分」に〈変換〉させて〈抹殺〉する。

b) ところが、Lev・Eおよび Lev・Lでは、EoL, DC・Lと異なり、二つ

の「正義」の「区分」を〈消去〉する立論は、〈現われなくなる〉。すなわち、

ア) Lev・Eは、(「第十五章」・「第十四パラグラフ」)で、

「行動の正義は、著述家たちによって、交換上ノ (*Commutative*) 正義と配分上ノ (*Distributive*) 正義とに区分され、著述家たちは、前者は、等差比例 (*proportion Arithmetically*) の中に成り立ち、後者は、等比比例 (*proportion Geometrically*) の中に成り立つ、と言う。それゆえ、著述家たちは、交換上の正義を、その取得を目的に約定が交された物の価値 (*value*) の同等におき、配分上の正義を、同等の功績 (*merit*) の人々にたいして同等な報賞 (*benefit*) を配分することにおく」<sup>9)</sup>、と述べたあと、

イ) 直ちに、二つの「正義」の規定にたいする反論に入るのであり、

ウ) Lev・Lは、(「第十五章」・「第十二パラグラフ」)で、i) Lev・Eの叙述が含む不備を整えて、

「行動の正義は、著述家たちによって、交換上の正義と配分上の正義とに区分されている。著述家たちは、これらの正義の前者は、等差比例の中に成り立ち、後者は、等比比例の中に成り立つ、と言う。すなわち、交換上の正義は、互換される事物の価値 (*prætiūm* [プレツィウム]) にかかわる同等の中に成り立ち、配分上の正義は、同等に功績のある人々 (*mérentēs* [メレンテース]) にたいする報賞 (*beneficia* [ベネエフィキア]) の同等な配分の中に成り立つ、と言うのである」<sup>10)</sup>、とするのにつづいて、

ii) これまた、直ちに、まず、「交換上の正義」の規定に、ついで、「配分上の正義」の規定に、論駁を加えるのである。

6) ここで、転じて、連繫四著作に共通な・「交換上の正義」の規定にたいする反論を、順次に、分析すれば。

9) Lev・E, p. 208

10) Lev・L, p. 116

a) まず, EoL (前掲・同節)。

「ところで、購買と販売との中におかれる・交換上の正義について言えば、購買された物〔購買された物自体の「価値」〕が、その代償として支払われた (given for it) ・当の価格 (the price. <販売=購買「価格」>) と不平等であるにしても、にも拘らず、購買者と販売者とは、双方とも、〔その物の〕価値 (the value) の〔高・低・適正の〕判定者 (judges) と見做されているし、また、双方とも、〔判定した〕その価値で満足している (satisfied) ののであるから、両当事者は、互いに相手を信頼してしまっており、ないしは、互いに相手と合意してしまっているのであって、したがって (having covenanted), いずれの側にも、侵害が加えられることは、ありえないのである」<sup>11)</sup>。

ア) すなわち、上掲の論述が基づいている〈論理〉は、以下のものである。

i) 「購買者」と「販売者」とは、

α) 「双方とも」、

β) 〈売買〉される「物」の「価格」の「判定者」であるから、(すなわち、「購買者」は、「販売者」がその「物」に付する〈販売「価格」〉が、自分にとって、〈高額〉であるか、〈低額〉であるか、〈適正額〉であるか、の「判定者」であるし、「販売者」は、「購買者」がその「物」に支払うことを認める〈購買「価格」〉が、自分にとって、〈低額〉であるか、〈高額〉であるか、〈適正額〉であるか、の「判定者」であるから)、

ii) 当該の「物」の〈売買〉が行われる、ということは、

α) 「購買者」は、当該の「物」に「販売者」が付した〈販売「価格」〉が、自分にとって〈適正額〉である、と「判定」していることであり、

β) 「販売者」もまた、「購買者」がその「物」に支払うことを認める〈購買価格〉が、自分にとって〈適正額〉である、と「判定」していることであって、

---

11) EoL, p. 84

γ) すなわち、「双方とも」、「満足」していることにほかならず、

δ) その結果として、その「物」を、「購買者」・「販売者」の「双方」が、「互いに」〈合致〉した〈適正額〉の〈購買=販売「価格」〉で〈売買〉する「合意」が、両者間に成立してしまっていることである。

ε) その「合意」は、したがって、「購買者」が、自分にとって〈適正額〉であると「判定」し、それゆえ、〈支払い〉を「意志」している〈購買「価格」〉と、

「販売者」が、自分にとって〈適正額〉であると「判定」し、それゆえ、〈受領〉を「意志」している〈販売「価格」〉とが、

〈一致〉していることを、表現しているのである。

イ) i) であるから、〈第三者〉による「判定」では、

ii) その「物」自体の〈販売「価格」〉にたいして、

iii) α) 「購買者」が〈支払〉う〈購買「価格」〉——とりもなおさず、「販売者」が〈受領〉する〈販売「価格」〉——が、

β) 「不平等である」「にしても」、

γ) すなわち、「購買者」・「販売者」という当事者双方によって「合意」された〈販売=購買「価格」〉が、〈第三者〉の「判定」によれば、その「物」自体の〈販売「価値」〉に比べて、例えば〈高額〉であるにしても、

ウ) i) 一つには、〈当事者〉である「購買者」と「販売者」とが、その〈販売=購買「価格」〉を、〈支払って〉「購買」することと、〈受領して〉「販売」することについて、いずれも、〈主観的〉に「満足」してしまっていること、

ii) それゆえ、二つには、「購買者」と「販売者」との間で、という意味にあって〈客観的〉である「合意」が、成立してしまっていることは、

iii) その〈販売=購買「価格」〉が、「購買者」当人にとっては、〈高額〉なものでは、〈決して、ない〉ことを、意味しているのであって、

iv) このことが、「購買者」の「側に」、〈侵害が加えられることは、ありえない〉ことなのである。

エ) 上記の事柄は、〈第三者〉により、〈販売=購買「価格」〉が、当該の「物」自体の〈販売「価値」〉に比して、〈低額〉である、と「判定」される場合にも、等しく、妥当するのであり、

オ) それゆえ、「いずれの側にも、侵害が加えられることは、ありえないのである」。

カ) こうして、 i) 「物」の〈売買〉が行われる場合には、

ii) 〈常に〉、そこでは、「購買者」・「販売者」の「いずれの側にも、侵害が加えられることは、ありえない」のであり、

iii) すなわち、〈常に〉、「交換上の正義」が〈成り立つ〉のである。

キ) 〈しかるに〉、 i) 上述したところが示しているのは、——「交換上の正義」は、「等差比例の中に成り立つ」ものでは、〈ない〉、——ということなのである。

ii) というのは、上述したところが示しているのは、——〈販売=購買「価格」〉が、〈当事者〉以外の〈第三者〉の「判定」では、当該の「物」自体の〈販売「価値」〉と「不平等であるにしても」、なお、「交換上の正義」は、「成り立つ」、ということであるからである。——

ク) この〈論理〉によって、EoLは、「交換上の正義」は、「等差比例の中に成り立つ」、とする〈規定〉に、反論するのである。

b) しかしながら、上に分析した・EoLの反論の〈論理〉は、

ア) 〈売買〉の対象たる・〈同一〉の「物」について、

i) 一方では、〈第三者〉によって「判定」される・その「物」自体の、という意味での〈客観的〉な〈販売「価値」〉を、設定し、

ii) しかし、他方では、「購買」・「販売」の〈当事者〉が「判定」し「満足」し「合意」する〈販売=購買「価格」〉——すなわち、〈当事者〉以外の者にとっては〈主観的〉である〈販売=購買「価格」〉——を、設定することによって、

イ) 成り立っている〈論理〉なのである。

ウ) 上記の・〈客観的〉な「価値」と〈主観的〉な「価格」との・〈二つ〉

を設定せざるをえない理由は、言うまでもなく、つぎのところにある。

i) 上記・ア), i) の・〈客観的〉な〈販売「価値」〉を〈設定〉しなければ,

α) 「購買された物」という・不的確な文言が真に意味しているもの、すなわち、〈購買された物自体の〈販売「価値」〉〉なるものが、〈存在しえなく〉なり,

β) それが〈存在しえない〉のであれば、「購買された物 [購買された物自体の〈販売「価値」〉] が、その代償として支払われた価格 [〈販売=購買「価格」〉] と、不同等であるにしても」、という・反論の《最要点》が、〈成立しえなくなる〉のである。

γ) 《最要点》というのは、この「不同等」とは、〈客観的〉な「販売」された「物」自体の〈販売「価値」〉と、〈主観的〉な〈販売=購買「価格」〉との「不同等」であって,

この「不同等」がある「にしても」、なお、「交換上の正義」は〈成立しうる〉、とするのが、EoLの反論の眼目であるからであり,

ii) すなわち、α) 〈客観的〉な〈販売「価値」〉を〈設定〉しなくては,

β) 〈主観的〉な〈販売=購買「価格」〉が、〈客観的〉な〈販売「価値」〉には〈無関係に〉成立しうるのである、と立論することは、〈できない〉からである。

c) そこで、《問題》になるのは、ア) i) EoLが、「交換上の正義」の規定に反論する〈論理〉の中に,

ii) 上述のように、〈主観的〉な〈販売=購買「価格」〉とともに〈設定〉せざるをえなかった・〈客観的〉な〈販売「価値」〉の・その〈客観性〉は、〈なに〉を《根拠》とするものであるのかが,

iii) 〈示されていない〉、という事柄である。

iv) α) 〈主観的〉な〈販売=購買「価格」〉の〈主観性〉の《根拠》は、「販売者」・「購買者」の・〈主観的〉な「価値」「判定」、その〈合致〉、両者の

「満足」である，と明示されているが，

β) 〈客観的〉な〈販売「価値」〉の〈客観性〉の《根拠》は〈示されていない〉。

γ) 〈示されていない〉のでは，〈客観的〉な〈販売「価値」〉は，〈設定〉されることが〈できなかつた〉はずであり，

δ) それが〈設定されなかつた〉のであれば，EoLの・上掲の・「…不平等であるにしても」に基づく反論は，〈成立しえなかつた〉のである。

イ) i) こうして，〈客観的〉な〈販売「価値」〉の〈客観性〉の《根拠》は，〈示されていない〉のであり，

ii) しかも，〈示さるべく〉して，〈示されていない〉のであるが，その理由は，溯って，アリイストォテエレエースが，「交換上の正義」（正しくは，「人と人との間での・事柄の取得における・是正の正義」・「訂正の正義」）を語る時の・ある立論の〈不成立〉に由来する。

iii) その・〈成立しえぬ〉立論とは，——「通貨が，あらゆる労働生産物〔の価値〔EoLの言う・「物」の〈販売「価値」〕〕を，測る」「尺度」である——というものである。

iv) α) もし，この立論が〈成立〉するならば，〈販売「価値」〉は，その「尺度」によって〈測られる〉のであるから，〈客観的〉なものであり，当事者の「価値」「判定」，その〈合致〉，「満足」によって〈決定される〉・〈主観的〉なものであることは，〈できない〉。

β) しかるに，この・アリイストォテエレエースの立論が〈成立しえない〉ものであるところから，EoLも，〈客観的〉な〈販売「価値」〉の〈設定〉の《根拠》を〈示しえず〉，ために，〈販売「価値」〉は，〈主観的〉に〈決定される〉，とするほかはなかつたのである。

v) α) これにひきかえ，プラトォーンの所論から，析出されるように，——「物」の〈販売「価値」〉は，その「物」の「生産」に「支出」された・「時間」によって〈測られる〉・「労働」の「量」を，「尺度」とする，——と



いう〈理論〉によるならば、

β) 〈客観的〉な〈販売「価値」〉が〈設定〉される《根拠》は、〈存在しうる〉のである。

いわゆる『価値を形成する基体』(die „werthbildende Substanz“)としての「労働」(die Arbeit)と、「労働の持続時間」(die Zeitdauer der Arbeit)ないし「労働時間」(die Arbeitszeit)との〈把握〉をめぐり、プラトーン、A. スミス、K. マルクスと、そして、この〈把握〉に達しえなかったアリストテレスとのそれぞれの所論については、本『経済と経営』・本号以降に述べる。

(本稿・III — C, 7) 以下は、次号)